

# 匿名通報ダイヤル

## 匿名通報ダイヤルとは

「匿名通報ダイヤル」は、正式には「子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業」という。少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者になっている子どもや女性の早期保護等を目的として、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民からの匿名による事件情報の通報を電話またはインターネットで受け付け、これを警察に提供して、捜査などに役立てようというものである。

### ・通報先電話番号

0120-924-839 (フリーコール)  
(とくめいっほう やってサンキュー)

受付時間:

月曜日～金曜日の午前9時30分～午後6時15分

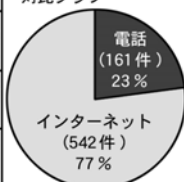
・専用ホームページ [受付時間: 常時]

<http://www.tokumei.or.jp>

受付件数表

期間	総件数	人身取引事犯	少年福祉を害する犯罪	参考情報
H19.10 ～ H21.6	693件 (月平均33件)	66件 (9%)	354件 (47%)	303件 (44%)
H21.7 ～ H21.12	703件 (月平均117件)	7件 (1%)	161件 (23%)	535件 (76%)
総計	1396件 (月平均52件)	73件 (5%)	485件 (35%)	838件 (60%)

平成21年7月1日～  
12月31日の受付件数  
対比グラフ



(匿名通報ダイヤル広報資料より)

## 対象となる事案

### ① 少年の福祉を害する犯罪

- ・18歳未満の者を買春すること。
- ・18歳未満の者を深夜業務や福祉に有害な場所における業務に就かせること。
- ・未成年者へ覚せい剤を譲り渡すこと。
- ・未成年者に対し、暴力または脅迫を用いてわいせつな行為をすること。

### ② 児童虐待事案

児童虐待の防止等に関する法律に係る事案をいい、次のようなものを指す。

**【身体的虐待】** 殴る、蹴る、タバコの火を押しつける等、児童の身体に外傷が生じ、または、生じる恐れのある暴行を加えること。

**【性的虐待】** 児童への淫行、児童ポルノの被写

体にするなど、児童にわいせつな行為をすること、または、児童にわいせつな行為をさせること。

**【怠慢・拒否】** 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置など、保護者としての監護を怠ること。

**【心理的虐待】** 児童の目前で家族等に暴力をくり返すなど、児童に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。

### ③ 人身取引事案等(女性の事案は省略)

児童を、搾取の目的で、獲得、引渡し、收受するなどの犯罪(手段を問わない)で、18歳未満の者を売買すること等がある。

## 情報料の支払いについて

### ・情報料の支払いの決定

情報料の支払いの対象となるのは、少年の福祉を害する犯罪、児童虐待事案、または人身取引事案等に関するものであり、かつ、警察が一定の基準に基づき当該事案の解決などに役立ったと判断したものである。

### ・情報料の支払の対象として不適格であるもの

当該情報の通報者が次の(1)～(7)に該当する場合には情報料の支払いは行われない。

- (1) 通報に係る事案の加害者(共犯者を含む)
- (2) 通報に係る事案の被害者
- (3) 警察職員
- (4) 受託団体の役員または職員
- (5) 公務員であって、公務の過程において通報に係る情報を知ったもの
- (6) 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健士、弁護士等その職務上少年の福祉や女性の保護について社会的な責任を有すると認められるものであって、その業務の過程において通報に係る情報を知ったもの
- (7) 通報に係る情報を犯罪その他公序良俗に反する行為によって入手したと認められるもの

情報料の支払い総額があらかじめ確保した予算額を超えた場合は、その後の情報料は支払われない。